

② 法人税等

法人税…不動産を譲渡・賃貸した法人が払う国税等です

(1) 法人税の税率

法人形態	普通法人及び人格のない社団等			協同組合等、公益法人等
	資本金(出資金)1億円以下の普通法人及び人格のない社団等		資本金1億円超の普通法人(相互会社を含む)	
	法人所得金額が年800万円以下の部分	法人所得金額が年800万円超の部分		
税率	22% (注)	30%	30%	22% (注)

(注) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度については、22%の税率が18%に引き下げられています。

(2) 法人住民税の税率(法人税割)

区分	税目	市町村民税		都道府県民税	
		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
すべての法人について		12.3%	14.7%	5%	6%

*課税標準は法人税額です。

(3) 法人事業税の税率

区分			税率		
			標準税率	制限税率(標準税率×1.2)	
所得課税	普通法人	軽減税率	年所得400万円以下の部分	2.7%	3.24%
			年所得400万円超～800万円以下の部分	4%	4.8%
			年所得800万円超の部分及び清算所得	5.3%	6.36%
		比例税率	5.3%	6.36%	

*この税率は平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用されるものです。

*3以上の都道府県において事業所などを設けて行う法人で、資本の金額または出資金額が1,000万円以上の法人は、比例税率が適用されます。

*適用税率は、各都道府県の条例で定めます。

*制限税率とは、市町村及び都道府県が課することのできる最高税率です。

(4) 土地重課制度の停止

土地の所有期間	税額
所有期間が5年以下である土地等(短期所有に対する土地重課)	短期所有土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計金額の10%(ただし、平成10年1月1日から平成25年12月31日までは適用を停止する)
上記以外の土地等(一般土地重課制度)	土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計金額の5%(ただし、平成10年1月1日から平成25年12月31日までは適用を停止する)